

収入保険

収入保険のポイント

- ◇自然災害や価格低下だけでなく、経営努力では避けられない収入減少を補償
- ◇基準収入の9割を下回ったときに補償（青色申告実績が5年以上で、最大の補償を選択した場合）
- ◇保険料や付加保険料（事務費）は50%、積立金は75%を国で負担
- ◇保険期間中に大きく収入減少したとき、つなぎ資金を無利子で貸付け

自然災害や病虫害、鳥獣害などで
収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故
にあった



輸出したが為替変動
で大損した



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 令和8年分から青色申告をされる方であれば、令和9年から加入することができます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

対象となる収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体です。



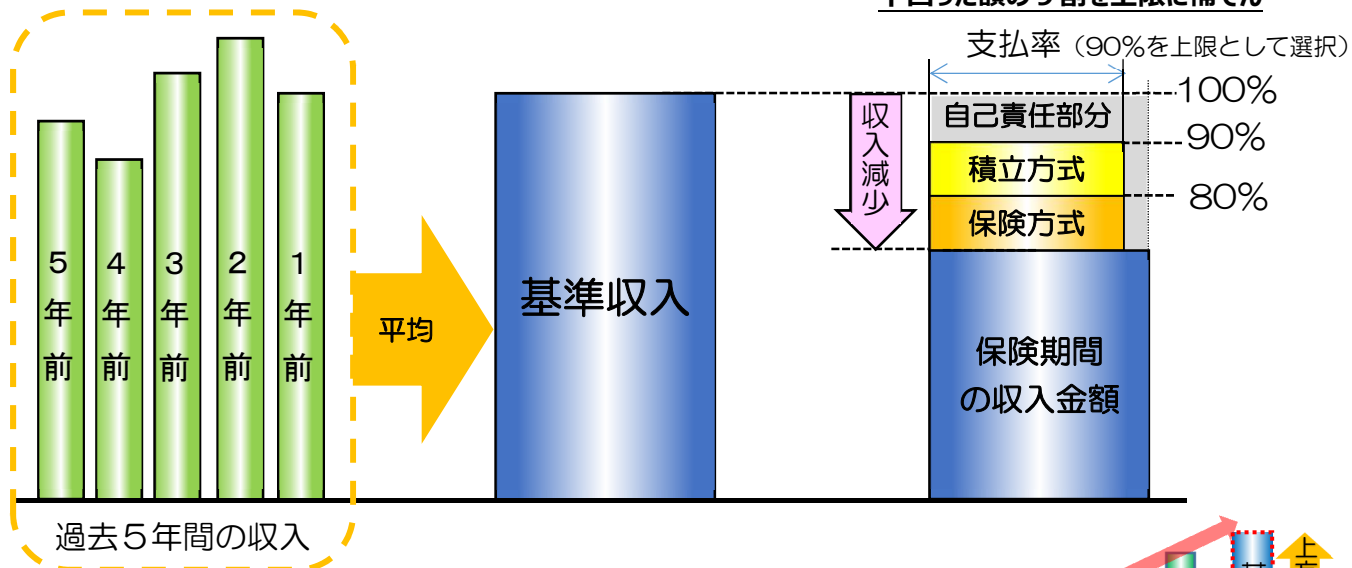
- ※ 自ら生産した農産物に簡易な加工を施したのも含まれます。
(例 精米、もち、梅干し、干し大根、干し柿、干し芋、牛乳等)
- ※ 在庫(棚卸し)についても、税の仕組みと同様に販売収入に含めます。
- ※ 補助金は販売収入に含めません(ただし、実態上販売収入と一体的に取り扱われている、畑作物の直接支払交付金、加工原料乳生産者補給金の数量払は含めます)。



収入保険の補てん方式

(青色申告実績が5年以上の場合)

基準収入の9割を下回ったときに、
下回った額の9割を上限に補てん



基準収入

○ 保険期間の前年までの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

補てん方式

- 補償限度上限(90%限度)まで「保険方式」と「積立方式」を併用するタイプと、「保険方式」のみのタイプを選択できます。
- 支払率は「保険方式」は90%~50%、「積立方式」は90%~10%の間で(10%単位)選択できます。
- 青色申告の実績が1年の場合の補償限度上限は、75%となります。

補償タイプが選べます

基本タイプ

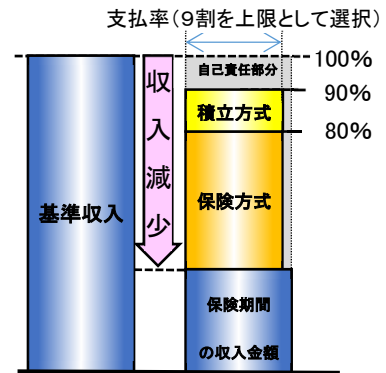
保険方式 80% + 積立方式 10% の基本タイプを選択した場合、下表の負担額になります。

加入者負担保険料等（例）

基準収入 (万円)	加入年数	保険料	積立金	付加保険料	計
100	1年	10,782	22,500	6,282	39,564
	2年	9,234	前年より繰越し	4,982	14,216
1,000	1年	107,820	225,000	22,320	355,140
	2年	92,340	前年より繰越し	21,020	113,360

○基準収入 1,000 万円で、保険期間の収入がゼロになったときは、**810 万円（積立金 90 万円、保険金 720 万円）の補てん**が受けられます。

- 保険金の受取りがない場合は翌年の保険料は安くなります。
 - 積立金の受取りがない場合は翌年に繰り越します。
- } 2年目以降の負担が少なくなります



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

危険段階別保険料率

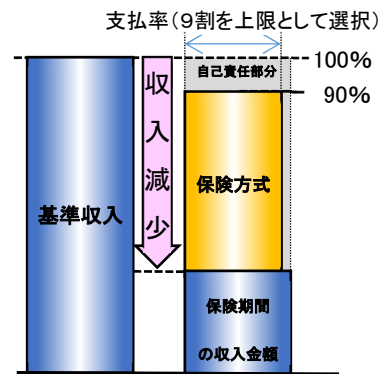
区分	料率(%)
10	10.237
5	
3	3.640
2	3.425
1	3.210
0	2.995
-1	2.780
-2	2.565
5	
-10	0.898

負担が少ないタイプ

保険方式のみ 90% のタイプを選択した場合、下表の負担額になります。

基準収入 (万円)	加入年数	保険料	付加保険料	計
100	1年	22,976	6,282	29,258
	2年	19,679	4,982	24,661
1,000	1年	229,757	22,320	252,077
	2年	196,790	21,020	217,810

○基準収入 1,000 万円で、保険期間の収入がゼロになったときは、**810 万円（保険金 810 万円）の補てん**が受けられます。



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

付加保険料を安くすることができます

- 自動継続特約を付した場合やインターネット申請を利用することで**付加保険料の割引**が適用されます。

割引項目	割引額
自動継続特約	1,000 円
インターネット申請	2,200 円（新規加入者 4,500 円）

低リスク新規加入者の負担を軽減します

以下の要件を満たす場合、保険料が **14% 割引** されます。

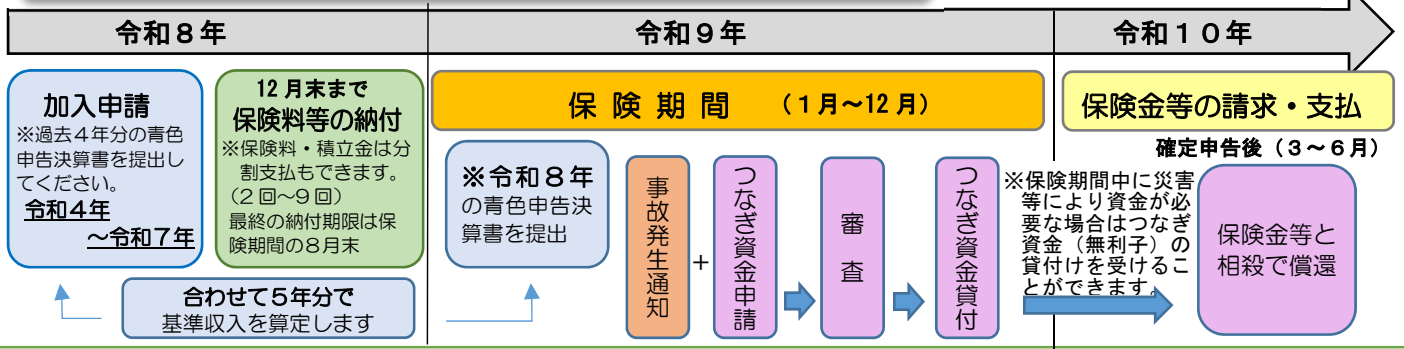
<要件>

青色申告実績が 5 年（令和 9 年契約の場合、令和 4 年から 5 年間）あり、次のいずれかに該当するもの

- ① 直近 4 年間の各年の実績収入が、常に前年実績収入を上回る
- ② 直近 5 年間の各年の実績収入が、直近 5 年間の実績収入の平均の 9 割を下回らない

※保険金の受取がなければ、加入後 2 年間、割引（14%）が適用されます。

収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）



●青色申告書をご準備ください

青色申告書をご準備いただければ、補償内容や保険料等を試算できますのでお問い合わせください。

①所得税の確定申告書

税務署長 令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

現在の住所 個人番号(マイナンバー) 生年月日 フリガナ

第一表

●法人の方は

- 法人税確定申告書別表1と別表4
- 損益計算書
- 売上高の内訳が分かる書類（元帳）など

②所得税青色申告決算書

(損益計算書のページ)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和〇〇年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

住所	業種名	依頼税理士等
フリガナ氏名	農園名	事務所所在地氏名(名称)
	電話番号	電話番号

令和〇〇年分 (収入金額の内訳のページ)

④ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

区分	本年		前年		販売金額	農産物の		家事消費費	農産物の	
	取引量	金額	取引量	金額		期首	期末		数量	金額
雑収入										
小計(①+②+③)										
雑収入										
小計(④-⑤+⑥)										

③雑収入の内訳が分かる書類 など



相談窓口

相談窓口	電話番号	住所
県南支所	0224-63-2012	角田市角田字町田113
中央支所	0229-87-8272	大崎市三本木字大豆坂24-3
県北支所	0220-22-8414	登米市迫町森字平柳34-88

宮城県農業共済組合 本所 TEL:0229-87-8284

mail: syunyuhoken@nosaimiyagi.or.jp

<https://www.nosaimiyagi.or.jp/>

